

第 13 回 横須賀市屋外広告物審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 22 年(2010 年) 7 月 20 日 (火) 14 時～16 時 20 分

◇ **場 所** 横須賀市役所消防局庁舎 3 階第 3 会議室

◇ **議 事**

1. 横須賀市屋外広告物条例の見直しについて . . . 2 ページ
 - (1) 前回検討事項に係る報告 . . . 2 ページ
 - (2) 条例改正検討事項 . . . 6 ページ
2. 経過措置物件の取り扱いについて . . . 9 ページ

◇ **出席者**

委員 7 人

委員長・田口敦子、山畑信博、松下啓一、菊竹雪、浜田哲二、
河上俊昭、長井興一郎

事務局 4 人

市街地整備景観課長・関根謙二、主査・加藤英明、主任・土屋文代、中川衛

◇ **傍聴人** 2 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 7 人全員の出席により会議が成立している旨、傍聴人が 2 人いる旨の報告の後、委員長が議事を進行した。内容については以下のとおり。また委員長から議事録署名委員として、菊竹委員と長井委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見は「■」の記号を付し、事務局の説明や意見、回答などは「○」の記号を付している。

また、議案の中の各項目は順不同でフリートーク形式に議論が進められたため、議事録作成にあたっては見やすさを考慮し、資料順により作成した。

1. 横須賀市屋外広告物条例の見直しについて

(1) 前回検討事項に係る報告

事務局からスライド映写により、前回の第12回屋外広告物審議会で議論いただいた条例改正案の内容に基づき、修正案を示した。

内容は4項目で、「商店街の街灯柱などに添加する広告物の取り扱い」「広告協定建築物制度の魅力向上」「映像広告の制限」「主に広告物掲出を目的とした建築物等を利用した広告物の制限」である。その他の前回提案した項目については、当初案の方向性で作業を進めたい旨報告した。

①「商店街の街灯柱などに添加する広告物の取り扱い」

○事務局説明

表示面積を片面2平方メートルとする案について、前回の審議会が大きすぎるとの指摘があった。今回は周囲の状況が分かる写真を使って、2平方メートルを掲出した場合のシミュレーションを示した。

またバナーを使った第三者広告の事例について、千日通り商店会の状況調査の結果を報告した。同会の視察で他都市のバナーを見たことがきっかけで、同会員の酒店を通じ製酒メーカーに問い合わせ実現したものである。表示内容は「メーカーの商品名」「商店の名称」「商店会の名称」の3点。エリアマネジメントの概念にある維持費までは捻出できず、バナーの製作費のみをメーカーが負担している状況である。

■意見（山畑委員）

バナーの大きさの2平方メートルは、アーケードにつけるものとしてはよいが、街灯柱につけるものとしては大きく感じる。

■意見（菊竹委員）

システムとして、維持管理費を賄っていないのは残念だ。バナーに商店会名と商店名が入っているのはよいことだ。この二つを入れて検討してはいかがか。バナーの大きさは横須賀のまちに見合ったものであればよい。

●質問（松下委員）

商店会の名称を入れた方がよいというのはなぜか。

■意見（菊竹委員）

私見ではあるが、地域性を表現できると考えている。ほかのまちに、まったく同じものがあっても面白くない。

■意見（松下委員）

地域密着を表現できることが大切だと思う。

●質問（田口委員長）

商店会の名称の記載は、条例に組み込めるのか。

○事務局回答

他都市で条例に規定している事例がある。

■意見（田口委員長）

条例に規定すると、デザインの自由がなくなる恐れがあるので、検討が必要である。

○事務局意見

本日の意見を参考にし、商店会と話し合いを進め、随時報告していく。

②「広告協定建築物制度の魅力向上」

○事務局説明

前回の提案は、協定を結んだテナントの名称表示は別枠で計算し、現状の2倍の面積を表示できるとするものであった。これに対し、緩和しすぎる、まちが雑然とする恐れがあるなどの意見をいただいた。

これらの意見を踏まえ、面積の緩和を現状の1.5倍とし、1店舗あたり10平方メートルを表示できるとする案を作成した。

また、広告協定の中で窓内広告についても規定したほうがよいとする前回の意見に基づき、他都市の事例調査の結果を報告した。屋外広告物条例で規制しているものが3件、景観計画・景観条例で規制しているものが3件あった。

●質問（山畑委員）

緩和することで制度を活用してもらいたいという意図であろうが、よいものがでてくるのかどうかは疑問である。高さや位置がまとまってなくてよいとするなら、目立つところに掲出しようと思うはずである。こうしたビルが隣接した場合、景観的にはいかなものか。

○事務局回答

緩和は協定制度を促進するための手段である。協定を締結すればテナントがルールを守ってくれるものと期待している。テナントがのってくるぐらいまでの緩和をしたい。

●質問（山畑委員）

ビルのオーナーが中心になって協定をつくるのか。

○事務局回答

事例としては旧丸井ビルの1件しかないが、ビルのオーナーから管理を任された会社がつくった。

●質問（山畑委員）

景観よりもテナント重視の協定内容になる恐れはないか。

○事務局回答

現在、1店舗2平方メートルとされているものはその範囲内に収まっている。1店舗10平方メートルとするのか、その緩和次第である。

●質問（松下委員）

ほかの自治体ではどうなっているか。

○事務局回答

広告協定建築物は本市独自の制度である。強いて挙げれば、スキー場のペンションなどの案内で、集合させれば禁止地域にも掲出できるという例がある。

●質問（浜田委員）

市が広告協定を認定する際に、どのくらい強制力があるのか。

○事務局回答

強制力はない。認定基準を作って、誘導しながら認定したい。

●意見（菊竹委員）

「MORE'S CITY」の表示は自社広告になるのか。テナントの表示との関係はどうか。窓内広告について、協定とセットで検討してほしい。

○事務局回答

「MORE' S CITY」の表示はビル名称である。一つのビルで一つのものとして運用している。最上階の「Restaurant Park」の表示はビル名称とは認めていない。ただし優先順位は高いものと思われる。こうしたものをビル名称として考えられないか検討していきたい。

●質問（菊竹委員）

ビル名称の大きさの基準はあるのか。

○事務局回答

ない。一壁面の表示面積の規定内ならば、どのような大きさでも許可する。

●質問（田口委員長）

窓内広告についてはどうか。

○事務局回答

自主的なものになる。広告協定を市が認定する際に提案できるかもしれないが、屋外広告物法を超える規制は、現段階では検討していない。

■意見（菊竹委員）

危機管理という視点から、消防局など部局をわたり、窓内広告の制限に取り組んでほしい。

■意見（田口委員長）

窓内広告は広告物としてやっかいなメディアである。内側・外側といった法解釈ではなく、景観としてどうなのかという視点を持ってほしい。景観と一体的に考える必要がある。今後、審議会が統一された際には、景観の視点で必ず考えていかなければならない課題の一つである。

○事務局意見

本日の意見を参考にし、地域商店会と話をしていく。

③「映像広告の制限」

○事務局説明

車がスピードを出さない繁華街は緩和してもよいとする前回の指摘を踏まえ、道路からの距離に応じた表示面積の規制について、案を精緻化した。

ネオン照明、点滅照明、動光に加え映像表示は、第1種・第2種禁止地域と第1種許可地域では設置できない。第2種・第3種許可地域では、壁面広告、袖看板、広告塔、広告板について道路からの距離で制限をかける。屋上には設置できない。第3種許可地域の壁面広告のうち、建築物の前を通行する車両に見せる形でないものは道路からの距離にかかわらず最大値15平方メートルの表示ができるものとする。

■意見（長井委員）

朝日新聞の3月の記事に、品川駅で50インチの液晶画面を40数台設置し、さまざま情報を流していくという事例が紹介されていた。技術的には60インチのものも可能である。これまでは店内での広告が主流であったが、屋外に広がるのであれば景観として問題である。このような電子的な広告について条例できちんと規定していくべきではないか。

○事務局回答

映像広告に含まれると考える。

■意見（田口委員長）

今の話は、第三者広告が大量に出てくることを懸念したものである。バナー状のデジタルサイネージ（電子看板）なども実用化されている。デジタルサイネージはメディアとして売れるものであり、第三者広告として屋外に出てきている。どの自治体でも対応しきれていない喫緊の課題である。

■意見（山畑委員）

液晶から有機 EL（電界発光）へ急速に変わっていくだろう。どこにでも出るようになる。

■意見（田口委員長）

その上、コストもかからない。広告関係者の間でもデジタルサイネージの広がりに関心が高まっている。

○事務局から質問

前回の審議会で意見のあった音の可否について意見をいただきたい。

■意見（田口委員長）

音の出ないデジタルサイネージは、クライアントが少なめの状況である。第三者広告はクライアントがいないと成立しない。音が出るものは別の条例で規制されることになるが、音は出ない方がよい。

○事務局意見

バナー状のデジタルサイネージについては今後の課題とし、提案どおり、道路からの距離に応じて基準を定める方向で改正の手続きを進めたい。

④「主に広告物掲出を目的とした建築物等を利用した広告物の制限」

○事務局説明

定義があいまいで規制が難しいという前回の指摘に基づき、建築面積が30平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物について、屋上広告の設置を禁止するとともに、壁面広告の高さ制限を緩和しないこととする内容である。

●■質問、意見など特になし。

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

(2) 条例改正検討事項

事務局から資料1に基づき、7項目の条例改正案を示した。

①「屋外広告業登録制度の導入」

○事務局説明

平成16年の屋外広告物法の改正によって導入が可能となった制度で、屋外広告業を営む者に登録を義務付けるものである。不良業者の排除と良質な業者の育成を目的とし、違反者には営業停止のほか、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科す内容である。全国で神奈川県と山口県を除く自治体は既に導入済み。

事業者が県に登録すれば、各市域で事業を行う際には手数料のかからない届出のみで足りるとする「みなし」による登録制度を、五田市で足並みそろえての導入を検討している。事業者にとってだけでなく、本市にとっても、受付業務の大幅な軽減というメリットがある。手数料は県が徴収し、県の収入になる。

●■質問、意見など特になし。

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

②「禁止物件の追加」

○事務局説明

道路上のカーブミラーのほかアーケード柱、アーチ柱に、はり紙・はり札、のぼり旗を掲出している事例がある。禁止物件になっていないので、掲出してはいけないことを明らかにする。

アーケード柱とアーチ柱については、前出の「商店街の街灯柱などに添加する広告物の取り扱い」とセットで関係者と調整しながら検討することが妥当と思われる。今回はカーブミラーのみを禁止物件に加える。

●■質問、意見など特になし。

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

③「適用除外の手続き整備」

○事務局説明

適用除外の項目のうち具体的な文言以外に、「その他市長が認めるもの」「周囲の景観に調和するもの」としている部分がある。こうした物件を市が判断するために、適用除外案件の申請を義務付けるものである。「その他市長が認めるもの」については規則改正で対応できるかもしれない。

●■質問、意見など特になし。

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

④「広告幕、のぼり旗の許可期間の見直し」

○事務局説明

「広告幕（懸垂装置のないもの）」と「のぼり旗」は許可期間が1カ月となっているが、毎月の申請は現実的でないため、1年分をまとめて12枚の設置許可申請として扱っている。

それぞれについて、1張・1本の許可期間を1年に変更し、手数料は、これまで1カ月以内で規定していた金額をそのまま1年以内のものとする。

●質問（菊竹委員）

許可の期間だけ延長し、手数料の金額は変わっていない。安価すぎるように感じる。のぼり旗が増えていくことにならないか。

○事務局回答

許可期間1カ月では、申請者の負担が大きく、未申請となったり、市の指導が徹底できなかったりするという現状になっている。のぼり旗をどんどん出してよいという趣旨ではなく、まず許可申請の仕組みに組み込むのが主な考え方である。実態として手数料が増えるわけではないので、手数料の金額も妥当かと思われる。

■意見（松下委員）

条例改正なので、市民が見たときに納得のいくように考えてもらいたい。許可の仕組みに組み込むのは分かるが、手数料が上がらないのは分かりにくい。

●質問（浜田委員）

許可期間1年の間、管理はどうなるのか。野放し状態になるのか。

○事務局回答

ひどく汚れたり、壊れたりしたものは条例第8条の禁止物件であるため、指導する。

●質問（浜田委員）

現状は指導しきれず野放しになっているのではないか。管理者として市は責任を果たせるのか。

○事務局回答

1年許可の間、枚数は変えられないが表示内容は変えられるため、汚れたり、壊れたりしたままの状態にはならない。指導の内容としては、毎月許可申請をさせるよりも困難ではない。

●質問（松下委員）

膨大な許可の仕事があろう。少人数の行政だけでなく、例えばサポーターの協力を得ることなど、複合的な仕組みを構築しなければ、とてもやりきれないだろう。従来とは違う手法が必要だと思う。何か事例はないか。

○事務局回答

広告景観推進協力員というボランティアスタッフが30人いて、違反物件の除却や報告を行っている。

■意見（松下委員）

そのような官民を挙げての仕組みを有効活用する必要がある。

○事務局意見

手数料は見合った金額を検討した上で、許可期間1年で改正の手続きを進めたい。

⑤「審議会の統合」

○事務局説明

屋外広告物と景観を一体的に議論し、大きく変わりつつあるまちの環境変化に対応するため、屋外広告物審議会と景観審議会を統合する。

時期は平成23年4月1日から、名称は景観審議会とする。委員数は現在の両審議会を合わせた16人を13人に変更。次期任期を1年3カ月に短縮し、平成24年7月から両審議会の任期をそろえる。景観条例と屋外広告物条例の改正をセットで進める。

●■質問、意見など特になし。

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

⑥「条例の5年ごとの見直しの規定」

必要に応じ、いつでも条例改正ができることを基本とし、具体的な年限を設けることで、少なくとも5年に1回は見直すことを担保するものである。

●■質問、意見など特になし

○事務局意見

提案どおり、改正の手続きを進めたい。

⑦「その他条文整備」

「自家用広告物」の定義について、特定の商品名の表示面積を2分の1としている部分を削除し、運用どおりに整理する。

「変更許可」のうち、表示内容の変更については運用上、その対象としていないため、許可手続きが不要であることを明文化する。

「自転車広告」などについて、「電車、自転車等の外面を利用するもの」の基準の中で許可できるよう表現を改める。

その他、軽微な文言整理、条文整理を行う。

■意見（山畑委員）

「自家用広告物」は、現行の特定の商品名の表示面積の規定を削除した場合、企業広告がまちにたくさん出ることになるようで心配である。

○事務局意見

「自家用広告物」については再検討する。そのほかは提案どおり、改正の手続きを進めたい。

2. 経過措置物件の取り扱いについて

事務局から資料2に基づき、今年度末で期限が切れる経過措置物件の今後の対応の検討状況を示し、意見を求めた。

○事務局説明

平成13年4月の中核市移行に伴い、横須賀市屋外広告物条例を施行し、県から屋外広告物事務が移管された。県条例に基づき許可されていた物件で、市の条例に適合しないものについては、10年間または耐用年数満了までの経過措置を規定していた。この期間に物件を市の条例に適合させるよう設けたものである。

経過措置物件は当初131件あり、指導をしてきたが、本年7月現在で107件が改修・除却などの対応をしていない状況となっている。今年度末で条例施行から10年となるため、継続申請の際に許可期間を一律今年度末で区切ることで改修などを促しているが、期限までに間に合わない物件が多数生じる可能性がある。

改修などが間に合わないものに対しては除却を指導していくことになるが、中には除却するよりも改修することで、まちのにぎわいを生み出すと考えられるものがある。このように、経過措置期間が切れてそのまま無許可の状態になってしまう以外の方法を検討する必要がある。

そこで、3年以内の「改修計画」を提出した物件については、その3年間について適用除外の特例とし、継続許可をすることが可能かを検討いただきたい。

●意見（田口委員長）

中核市移行などの事務移管にあたり、どの自治体でも経過措置をしている。この期間経過後の対応は大変重要な問題である。

■質問（山畑委員）

表示面だけ撤去して、フレームだけ残ることはないのか。

○事務局回答

モノとして、フレームを含め全部撤去するものである。

●意見（山畑委員）

表示面だけ撤去するというのは、みすばらしいのでやめてもらいたい。期限により一律ということではなく、景観的にあまりにひどいものは除却するなど、「仕分け」をする必要があろう。

○事務局から質問

適用除外の特例が可能であるならば、半年前くらいには通知する必要があると思っている。日程的に余裕がないので、可否について意見をいただきたい。

●意見（松下委員）

基本的な考え方を整理しなければならない。条例の基準が厳しすぎたならば基準を改正することになるし、猶予期間が短すぎたらならば期間を延長することになる。条例の基準はよいが猶予期間は短いと思う。しかし個々に仕分けても、結局はすべてよいという結果になるのではないか。市からの通知に従った人だけが割を食うような仕組みではいけない。

●意見（田口委員長）

掲出者への通知に間に合うように結論を出す必要があろう。次回の審議会にて検討できればよい。

◇ その他

田口委員長から事務局へ、事例を数多く紹介するスタイルの説明にしたほうがよい旨の指摘があった。

以上

議事録署名委員

議事録署名委員
